

下呂市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、下呂市が発注する測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、低入札価格調査制度を適用して競争入札に付する建設コンサルタント業務等に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 この要領は、下呂市請負業者選定委員会規程（平成16年下呂市告示第9号）に規定する請負業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が必要と認めた予定価格100万円以上の建設コンサルタント業務等の入札に適用するものとし、低入札調査基準価格（以下「基準価格」という。）及び失格判断基準を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 基準価格は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる基準となる金額をいうものとし、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税率を乗じて得た額とする。ただし、選定委員会が必要と認める特別な契約の場合は、契約ごとに10分の8.1（地質調査業務にあつては10分の8.5、測量業務にあつては10分の8.2）から10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）の範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定により得られた額が、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1（地質調査業務にあっては10分の8.5、測量業務にあっては10分の8.2）を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）を乗じて得た額とする。

3 基準価格の算出にあたっての費用区分は、別に定める下呂市建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査に関する事務処理要領（以下、「事務処理要領」という。）によるものとする。

（失格判断基準）

第4条 失格判断基準は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される基準をいうものとし、予定価格の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。この失格判断基準に満たない価格で入札を行った場合は失格とする。ただし、選定委員会が必要と認める特別な契約の場合は、契約ごとに10分の8.1（地質調査業務にあっては10分の8.5、測量業務にあっては10分の8.2）から10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）の範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の3を乗じて得た額

(2) 建築関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の2.7を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の3を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の2.5を乗じて得た額

2 前項の規定により得られた額が、入札書比較価格に10分の8.1を乗じて得た額を超える場合にあっては、入札書比較価格に10分の8.1を乗じた額（地質調査業務にあっては10分の8.5、測量業務にあっては10分の8.2）とし、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合は、入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額（地質調査業務にあっては3分の2）とする。ただし、上記により得られた失格判断基準が基準価格に110分の100を乗じた額（以下、「基準比較価格」という。）に10分の9.4を乗じた額を上回る場合は基準比較価格に10分の9.4を乗じた額を失格判断基準とする。

3 算出にあたっての費用区分は、事務処理要領によるものとする。

（落札者決定の保留）

第5条 入札の結果、基準価格を下回る入札があったときは、入札執行者は落札者の決定を保留し、入札参加者に落札者は後日決定する旨を通知する。

(低入札価格調査の実施)

第6条 前条の場合において、失格判断基準以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）が、基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、入札執行者は、その入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次の項目により、最低価格入札者等に対し調査を行うものとする。なお、最低価格入札者等が複数ある場合は、同時に調査を行うものとする。

- (1) 当該価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況
- (5) 配置予定技術者
- (6) 手持ち機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。）
- (7) 過去5年において受注、履行した同種又は類似の業務の状況
- (8) 直前3年の事業（営業）年度に係る経営状況
- (9) 最低価格入札者等とは別の者による照査等（以下「第三者照査」という。）を実施する者（以下「第三者照査者」という。）
- (10) その他入札執行者が必要と認める事項

2 低入札価格調査の実施にあたっては、事務処理要領によるものとし、基準価格を下回った最低価格入札者等（以下「調査対象者」という。）は、入札執行者が指定した資料を指定した期日までに提出しなければならない。なお、調査対象者が、指定された期日までに全ての低入札価格調査資料を提出しない場合は、失格とする。また、指定された期日を過ぎてからの低入札価格調査資料の差し替えは認めない。

(調査対象者との契約に係る措置)

第7条 入札執行者は、調査対象者と契約を締結しようとするときは、調査対象者に対して、第三者照査を義務付けるものとする。

2 前項に定める第三者照査の内容は、事務処理要領によるものとする。

3 第三者照査に要する費用は、すべて調査対象者の負担とする。

(第三者照査者の確認)

第8条 調査対象者は、入札執行者に対し、第三者照査者について、事務処理要領に定める様式により申し出て、確認を受けなければならない。なお、調査対象者が、第三者照査を実施できない場合は、事務処理要領に定める様式を提出させ、失格とする。

2 入札執行者は、前項に定める申出の内容について、次の各号に掲げる要件の該当の有無を確認し、その結果を事務処理要領に定める様式により、調査対象者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる要件に該当しない項目がある場合は、失格とする。

(1) 第三者照査者が、下呂市建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の測量・建設コンサルタント等業務に登載された入札参加資格者であること。

(2) 資格者名簿に登載されている第三者照査者の業種内容が、契約対象業種の内容に相応していること。

(3) 第三者照査者が、開札日において下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領（平成19年下呂市告示第84号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

(4) 第三者照査者と調査対象者との関係が次に掲げるものに該当しないこと。

ア 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ）の関係にあること。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にあること。

ウ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねていること。

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条の管財人及び民事再生法（平成11年法律第225号）第64条の管財人をいう。以下同じ）を現に兼ねていること。

(5) 第三者照査者が、契約対象業務と同種の業務を、国、地方公共団体及びその他の公共的団体（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人、及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に掲げる国土交通省令で定める法人をいう。）から受注し、完了した実績があること（その完了の日が、入札が執行された日の属する年度の前年度から起算して過去5年度以内である場合に限る。）。

(6) 別表に定める資格を有する者が、第三者照査者に属していること。

(7) 第三者照査者が、入札が執行された日から起算して過去1年間において、下呂市が発注した建設コンサルタント業務等に係る第三者照査業務を調査対象者から依頼されていないこと。

なお、調査対象者と第三者照査者の組み合わせは、入札執行日（開札日）を起算日とした過去

1 年間において 1 業務限りとする。

(8) 調査対象者は、入札執行者が第三者照査業務に関し粗雑業務と認めた場合、下呂市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止その他不利益となる措置を受けることについて異議のない旨、確約できること。

3 前項第 7 号に定める要件の確認について、入札執行者は、事務処理要領に定める様式により選定委員会に報告し審査をうけるものとする。

(下呂市請負業者選定委員会での審査)

第 9 条 入札執行者は、低入札価格調査の結果を記載した書面を作成し、下呂市請負業者選定委員会規程第 2 条の規定により、審査意見を求めなければならない。

(審査及び意見の表示)

第 10 条 選定委員会は、入札執行者から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表明するものとする。

(意見に基づく落札者の決定等)

第 11 条 選定委員会の表明した意見が、その入札価格をもって契約の内容に適合した履行が可能であると認めた場合においては、入札執行者は、調査対象者を落札者として決定する。また、選定委員会の表明した意見が、その入札価格をもっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合においては、入札執行者は、調査対象者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格入札者、又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。なお、次順位者が基準価格を下回った入札者であった場合には、第 6 条以降と同様の手続きを行い、落札者を決定するものとする。

2 入札執行者は、落札者を決定したときは、全入札者に対して、落札者の決定を通知するものとする。

(予定価格書への基準価格等の記載)

第 12 条 事務の適正な執行を確保するため、入札執行者は予定価格書（様式第 1 号）に、予定価格、基準価格及び失格判断基準を記載し、開札まで厳重に管理しておくものとする。

(入札執行通知等への記載)

第 13 条 入札執行者は、入札公告又は入札執行通知に、基準価格、失格判断基準及び第 7 条の適用があること、並びに入札金額によっては落札者の決定が保留となることを明示する。

附 則

この告示は、令和元年6月13日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則（令和7年2月3日告示第17号）

この告示は、令和7年3月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則（令和7年3月27日告示第87号）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

別紙1（第8条関係）

第8条第2項第6号の資格は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める資格とする。

業務名		資格
測量業務		測量士
地質調査業務		主たる業務に該当する部門の技術士又はR C C M
建設コンサルタント業務		主たる業務に該当する部門の技術士又はR C C M
建築設計等	建築設計	建築積算士
	建築設備設計	建築設備士
	耐震診断	一級建築士
	耐震補強計画	
テレビ電波障害調査		第1級又は第2級有線テレビジョン放送技術者
補償関係コンサルタント	権利調査等	測量士、司法書士、土地家屋調査士、補償業務管理士（土地調査）
	土地評価等	不動産鑑定士、補償業務管理士（土地評価）
	木造建物、木造特殊建物調査・積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件）
	非木造建物調査・積算	一級建築士
	付帯工作物、庭園、墳墓、立竹木、居住者、動産調	測量士、一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（物件）

ル タ ン ト 業 務	査・積算	
	移転工法検討	一級建築士
	機械設備、生産設備 調査・積算	委託設備に関する技術士（機械又は電気）、補償業務管理士（機械工作物）
	営業に関する調査・積算	公認会計士、税理士、補償業務管理士（営業・特殊）
	事業損失（工損）調査・ 積算	一級建築士、二級建築士、木造建築士、補償業務管理士（事業損失）
	事業認定申請図書の作成 等	補償業務管理士（補償関連）
工事監理業務		当該入札に係る工事監理業務特記仕様書に定める管理技術者と同等の能力及び経験を有する技術者

予 定 価 格 書		
仕様書番号	第	号
業 務 名	業 務	
設 計 金 額	¥	円
予 定 価 格	¥	円
入札書比較価格	¥	円
低入札調査基準価格	¥	円

＜失格判断基準＞

¥
円（税抜き）

備考 1 本様式は、建設コンサルタント業務等の契約に用いること。

2 入札書比較価格の算出時の 1 円未満の端数は切り捨てること。

3 低入札調査基準価格の算出時の 1 円未満の端数は原則として切り捨てるが、予定価格の 6 /10 以上 8 /10 以下（地質調査業務にあっては予定価格の 2 /3 以上 8.5/10 以下）となるよう適宜切上げ及び切捨てをすること。

4 失格判断基準の価格の算出時の 1 円未満の端数は原則として切り捨てるが、入札書比較価格の 6 /10 以上 8 /10 以下（地質調査業務にあっては入札書比較価格の 2 /3 以上 8.5/10 以下）となるよう適宜切上げ又は切捨てをすること。

5 本様式は開札まで厳重に管理すること。